

令和4年第4回太子町議会定例会（第499回町議会）会議録（第1日）

令和4年6月1日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第1号 令和3年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 6 報告第2号 令和3年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について
- 7 報告第3号 令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 8 同意第2号 町医の委嘱につき同意を求めることについて
- 9 議案第27号 令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）
- 10 議案第28号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第1号 令和3年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 6 報告第2号 令和3年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について
- 7 報告第3号 令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 8 同意第2号 町医の委嘱につき同意を求めることについて
- 9 議案第27号 令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）
- 10 議案第28号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について

会議に出席した議員

1番	松浦崇志	2番	出原賢治
3番	森田哲夫	4番	吉田正之
5番	長谷川正信	6番	玉田正典
7番	上山隆弘	8番	中藪清志
9番	堀卓史	10番	首藤佳隆
11番	清原良典	12番	井村淳子
13番	藤澤元之介	14番	中島貞次

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	森文彰	書記	蛭井のり子
書記	竹田早紀		

説明のため出席した者の職氏名

町長	服部千秋	副町長	杉原勝由
教育長	檜野正樹	総務部長	森田好紀
生活福祉部長	嶋津一弥	経済建設部長	松谷真利

議長挨拶

○議長（中島貞次） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして一言御挨拶を申し上げます。

風清らかな初夏の気候となつてまいりましたが、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和4年第4回太子町議会定例会（第499回町議会）が開会できますことは、町政伸展のため、誠に御同慶に堪えません。

今期定例会に提案されます案件は、条例改正等、いずれも重要な案件であり。何とぞ議員各位におかれましては格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。誠に簡単措辞ではございますが、開会の御挨拶といたします。

町長。

~~~~~

町長挨拶

○町長（服部千秋） 皆さんおはようございます。

令和4年第4回太子町議会定例会（第499回町議会）が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

木々の緑も深まり、次第に夏の気配が色濃く感じられる頃となりましたが、議員各位におかれましては公私とも御多忙のところを御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。平素は町行政各般の伸展に御理解、御協力を賜っておりますことを重ねてお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染者が依然として広がり続ける中、基本的な感染対策の徹底とともに大切なのがワクチン接種の促進です。本町においても、引き続き多くの方々に積極的なワクチン接種をお願いしてまいりたいと思っております。

さて、今期定例会におきましては、報告案件3件、同意案件1件、予算、条例の議案2件と、後日追加で提出させていただきます報告案件1件、契約、予算の議案4件の合わせて11件の議事につきまして御審議をお願い申し上げます。提出させていただきました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきますと存じますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。誠に簡単ではありますが、定例町議会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

~~~~~

（開会 午前10時03分）

○議長（中島貞次） ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和4年第4回太子町議会定例会（第499回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りしましたとおりです。

なお、本定例会の会期中、自席での発言は新型コロナウイルス感染症予防対策の一環で全て着席したまま行いますので御留意ください。

また、室内換気のため、適宜休憩を挟みながら議事の進行を行っていく予定としておりますので、併せて御留意ください。

これから日程に入ります。



でございます。

○議長（中島貞次） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 1点だけ確認させてください。

令和3年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書の中の款8土木費、項4都市計画費、旧環境センター解体事業として翌年度繰越額2億2,700万円という金額が明記されております。昨年12月議会で契約案件が可決されたが、その際、経済建設部長は工期は11カ月と説明されております。ダイオキシン関係で環境検査が町ホームページでも公表されているが、総合公園ともに近く、注目している工事でもあります。当初契約の工期はいつまで、現在の進捗状況、工期内完了は見込めるものなのか、お尋ねいたします。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 旧環境センターの繰越しの関係でございます。

現在、株式会社前田産業において、解体工事を実施していただいております。工期は当初令和3年12月17日から令和4年3月31日としており、繰越しの予算が承認された後に令和4年11月16日に工期を変更させていただいております。現在、ダイオキシンの除去作業を完了しまして、中に残っていないかというところの調査をしております。現状、調査結果が出ているものにつきましては、環境基準を超えるようなものはないということで、全ての調査結果が出ました後に本体の工事、解体のほうに入って行く予定でございます。令和4年11月16日までの工期でございますが、これにつきましては現在予定どおり工事のほうは進んでおります。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 議長、ちょっと休憩してもらえますか。

○議長（中島貞次） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時10分）

（再開 午前10時11分）

○議長（中島貞次） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 繰越明許の報告ではございますが、もう少しポイント的には理由も説明がいただけるように今後検討いただきたいなと思う一面がありますが、その中でも款8土木費、項4都市計画費、工事損害賠償請求事業、これについて進捗の状況を説明いただきたいと思っております。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 工事損害賠償請求事業でございます。これにつきましては、現在裁判所のほうに提出をしております、現在訴訟の事務のほうに入っておりますので、詳細はお答えはできませんが、4月中に神戸地方裁判所龍野支部のほうに訴えの提起をさせていただいておるというところでございます。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 これも上がったときには、質問の中でもある程度町のほうがしっかりと理由を持って損害賠償請求を行うということでないのかということも確認はさせていただきました。

が、遅くないですか。そういった事情として、万全の態勢で訴えができなければ行政は安易に訴えるべきではないと私も申し上げましたが、その辺り致し方ない理由でなってるのかどうなのかよく分かりませんが、その進行の状況については特にないですか、担当部長。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 何せ訴えの提起というところでございますので、顧問弁護士との協議、手続をお願いしているというところがございまして、それによって現在の状況になっておるというところでございます。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 詳しくは言えないのかもしれませんが、遅いと私は感じます。町長、どうお思いですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 先ほど部長が答えましたとおり、弁護士と協議をしながら進めているところでございます。おっしゃるとおりに、遅いかなという感触もなくはございませんが、本町といったしましては弁護士と相談しながら担当部署ができる限り速やかに、また慎重に進めている状況でございます。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） ないようですので、これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

~~~~~

#### 日程第6 報告第2号 令和3年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（中島貞次） 日程第6、報告第2号令和3年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 報告第2号令和3年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和3年度水道事業会計予算の建設改良費のうち、導水施設整備事業、古くなりました老朽管更新事業及び配水管整備事業について年度内の事業完了が困難となったため、年度内に支払い義務が生じなかったものを地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により議会に報告させていただくものでございます。

○議長（中島貞次） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号を終わります。

~~~~~

#### 日程第7 報告第3号 令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（中島貞次） 日程第7、報告第3号令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計予算繰越計

算書についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

**○町長（服部千秋）** 報告第3号令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計予算繰越計算書について説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和3年度下水道事業会計予算の建設改良費のうち、雨水幹線整備事業、国道179号太子バイパス下水道管布設工事及びマンホールポンプ場機器更新工事について、年度内の事業完了が困難となったため、年度内に支払い義務が生じなかったものを地方公営企業法第26条第1項及び同条第2項ただし書の規定により翌年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により議会に報告させていただくものでございます。

**○議長（中島貞次）** 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

長谷川正信議員。

**○長谷川正信議員** 令和3年度兵庫県太子町下水道事業会計予算繰越計算書の中の地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による建設改良費の事故繰越額のところでちょっとお伺いします。

この繰越しは令和2年度からの繰越しをさらに繰り越すもので、昨年6月の入札による契約に係るもので間違いはないと思うが、繰越計算書の予算計上額の1億1,050万円と昨年の繰越計算書にある令和2年度から3年度へ繰り越した1億1,831万円の違いは何なのか。予算計上額は1億1,831万円で、不用額が781万円となるということではないのか。

もう一点、昨年の令和2年度の繰越計算書の説明で、電気、通信設備の移設に時間を要したとされ、このたびの繰越し理由に新型コロナウイルス感染拡大により、住民との接触を極力避けたことで工損調査が遅れが生じ、年度完了が困難となったとあります。予算額1億1,050万円に対して、支払義務発生額が4,420万円というところは年度末の完成率が40%と低い状態でありませぬ。新型コロナウイルスによる影響は昨年6月の入札前や当初契約の段階でも予想できたのではないか思料します。この理由では納得できないので、詳細な説明をお願いします。

**○議長（中島貞次）** 経済建設部長。

**○経済建設部長（松谷真利）** 1億1,831万円と1億1,050万円の差額の781万円の内訳ですけれども、これは工損調査、NTT等の補償費で、既に工事のほうを行ってございますので、今回の不用額というのは出ないと。1億1,050万円をそのまま使い切るところで不用額は0円としております。

それから、繰越計算書の理由でございます。これは、個々の細かな理由はございますが、代表的な理由として新型コロナウイルスの感染拡大による影響というところを書かせていただいております。これよりまして、近畿財務局の繰越しの承認をいただいておりますのでございます。

以上でございます。

**○議長（中島貞次）** 長谷川正信議員。

**○長谷川正信議員** もうちょっと詳しく説明してほしいのですが、もう次の2回目の質疑に入ります。

昨年6月の入札に係る設計では、令和2年度からの繰越しに係るのはどの部分なのか。そもそもこの事業は令和2年度に予算化され、令和3年度にも債務負担行為が設定されたはずでせぬ。令

和2年度に予算化した部分と、令和3年度に債務負担行為を設定した部分を分けて工事発注しようとした意図は何だったのか。また、令和2年度からの繰越し部分は当初契約金額3億4,236万4,000円のうち1億1,050万円で、全体の予定価格3億7,388万1,200円と契約額の比率からすると、令和2年度からの繰越分の予定価格は予定額の1億1,831万円を超過していたことにならないのか、見解を伺います。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 今回、雨水1.4号幹線整備工事として発注し、請け負っていただいております3億4,236万4,000円の工事でございますが、この中に令和2年度からの繰越しに係る部分、また令和3年度に債務負担を組んだ予算の部分というのを合わせて発注をさせていただいております。分けて発注をしたということではございませんで、この工事の中でどの部分が令和2年度予算分を充てる部分か、令和3年度の予算を充てる部分かというところは設計書の中と申しますか、予算の内訳の中で分かるように分けておると。その部分が完成しましたら、予算は執行できるということでございます。

その最後の部分ですけれども、予算を超えて発注というところはございませんで、先ほど言いました令和2年度からの繰越しの予算、また3年度に措置しました予算を合わせて発注をしているものでございまして、予算を超えるという執行はありません。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 ちょっと暫時休憩してもらえますか。

○議長（中島貞次） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時27分）

（再開 午前10時28分）

○議長（中島貞次） 再開します。

長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 分けてるといったことは前提としたのは分かりましたので、3回の質疑に入りたいと思います。

この計算書の令和2年度からの繰越しは、令和2年度から3年度へ繰越しを行い、令和3年度完成で設計をし、入札、契約を経て執行していたが、避け難い事故が生じたため、令和4年度へ繰り越すもので、あくまで設計、入札、契約の段階では令和3年度完成が前提であると思いません。設計契約時に令和4年度への繰越しを前提にしていたことは、契約後の避け難い事故により支払い義務が生じなかった場合という公営企業法第26条第2項の繰越しにならないと思うが、見解をお聞きします。

○議長（中島貞次） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時30分）

（再開 午前10時34分）

○議長（中島貞次） 再開します。

財政課長。

○財政課長（佐々木信人） お答えします。

予算につきましては、令和2年度、3年度、本来はそれぞれの単年度で計画した工事に対する予算をそれぞれつけて完成させた後、翌年度に移るものでございます。ただ、令和2年度の工事を発注する段階に至らないまま3年度に予算を繰り越して、3年度には予定しておりました工事を着手しようとした段階でも2年度の工事が発注できてなかったこともありまして、その2つの

予算を合わせて工事を1つとして発注したものでございます。2年度の事業につきまして、3年度の事業につきまして、それぞれ設計の段階からともに計画段階で工事は別のものがございますので、図面等でその箇所などを明示しながら予算をそれぞれ執行するという形には変わりはありません。今回繰り越しさせていただくのは、令和2年度から本来3年度に繰り越したものが4年度に繰り越すことは通常はないのですけれども、コロナ禍ということで近畿財務局などと協議した結果、補助の関係なども繰り越しが認められたということもございますので、例外的に事故繰越という形で繰り越すことになりまして、3年目という予算が繰り越されるものでございます。

以上でございます。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 長谷川議員が質問したところと同じ場所ではあるのですけれども、令和2年度の計画、こういう事故繰越というやり方もあるんだなと——事故繰越というのは団体によってはやってるところもありますけど——そういう理由でそういう方法もあるんだなあというふうには気がつかせていただくところもあったのですけれども、例えば令和2年度と令和3年度の事業計画を1つの事業として全体として捉えたときに、ただされどこれを見て全体の2年、3年かけていく中で4割程度ですか、進んでる状況というのは、執行状況というのは。でも、ちょっとこの事情が感染拡大による住民との接触を極力避けたことであるということなのですから、ほかの方法を考えたことのやり方で進められなかったのかというのは少し気になることもありまして、こんな事情で事業を延ばすというのは、それこそ住民にとっても早く工事を地域の中で終了させていただきたい思いもあるのではないかなというふうにも思いますし、その理由がどのようなことでの事情なのか、もう少し詳しい説明を。まずはそこを答えていただけますか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 工事工損調査というものは、今回建物に隣接して地盤を掘ってというような工事がございます。その影響によりまして、隣接する家屋に被害が出た場合に補償というような話も出てきますので、現状どのような状況かということを入り込んで傾きなり、損傷状況を調べて記録として残しておくものでございますので、1軒につきかなりの時間をかけて調査するものでございます。ですので、この当時新型コロナウイルス拡大の影響が大きかったという時期でございますので、その間はほかの公共工事におきましても、工事を中断するとか、職員に感染者が出た場合は工事の事務所のほうを閉鎖するとか、いろいろ影響がございました。そのような状況ですので、できるだけ接触を避けた方法ということで不測の時間がかかってしまったところでございます。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 先ほどの業者に対する損害賠償請求のこともそうですけれども、この間新しい現場管理の業務を入札されて2件ほど対応されておられましたけど、計画とか現場対応について反省点があったのかなと、人が足りてないんじゃないのかなと、そういう部分までちょっと感じるところもあるのですけれども、そういった心配は特にはないですか。何か特にこういう今の実態からの今後の計画として見いだしていくことがあれば、説明をいただきたいと思います。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 確かに御存じのように、技術者の職員の状況を見ていただきますと、偏りなりというところが明らかではあるとは思いますが。その辺りの技術的な継承は今現在行

っております。さらに、今回新たに町の業務をサポートするところの委託業務を結んでございますので、その辺り外部の技術者を有効に使いまして、町の職員の負担というところを軽減して業務のほうを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 いろいろと工夫して現場の状況を見ながら対応されていることがうかがえるところではありますが、管理業務の対応をしていくにしても、そういうやり方をするのであれば、にしても町として指導する技術者というのは必要になろうかと思いますが、そういった人材の部分、町長はどうお考えですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 技術職の人員につきましては、私町長になってから担当部署からは増やしてほしいという御意向は伺いながら来ました。そして、総務課と相談しながら、少しずつ増やしてきているところでございます。しかし、技術者を育てるということにも時間がかかるという面もございまして、様々な側面からトータルに少しずつ増やししながら、担当部署も新人を育成してくれながら今日に至っているところでございます。今、御指摘のことについて、つまり技術職のことについて私もそういうことが必要であると思っており、努力はしてきたところでございます。これからは経済建設部が、またそれ以外の部署もですけれども、少しでも仕事がしやすいように努力はいたしますが、なかなか急にはできない部分もあります。また、仕事が複雑化していたり、また事務作業が細かになったり、また国、県への報告書等をしなければならぬ面もございまして、できる限り精いっぱいこれからは努力をしていきたいと思っております。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 いろいろと新型コロナの関係で工期が遅れたり、ずれたりしてるわけですが、ここでちょっと確認しておきたいのですけれども、今後の事業の進行状況、それと終了時期については今まで発言をされてきてるように変わりはないのか、見込みについても答弁をお願いします。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） あの部分は通学路にもなっていますので、新たな通学路の設定というところは地元なり、PTAなりと協議して設定をしたところでございます。今行っている、工損調査、NTT管の移設とかが7月には終わりますので、それ以降本格的に工事のほうへ入っていくというような現状でございます。

全体工期につきましては、掘ってみないと分からないというところがございますので、最終的な工期というのはその都度詳細に検証して設定をさせていただきますが、現状当初見込んでおった工期に間に合うように検討はしておるところでございます。不測の事態等ございましたら、その際には説明をまたさせていただくことがあるやもしれませんが、今は工期に収まるように検討を進めておるといふようなところでございます。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 最終的な完了時期、たしか令和5年度内ということで聞いております。それがこれからまた梅雨の時期に入って、そういう工事の進捗状況によっては変わってくるかもしれないということはもうすり込み済みですよね。それで、さらにまた令和5年度に完成しないようなことが、不測の事態とはいえ、住民にとっては、あそこの道にいつも工事の道具が置いてあった

り、コーンが置いてあったり、本当にいつ終わるのかなということもこちらのほうにもよく聞かれるのですが、話をするものの、また次聞かれたら変わってるみたいなことがある場合も今までもあったので、ちゃんとやっぱり住民に説明をしながら、変更があった場合にはあその通路に関わる住民に丁寧にお知らせをしていただかないと、かなりいろいろと議員の皆さん聞かれます。それがまたまちまちになってくると、どないなっとんかなというふうな疑問もやっぱり住民の中で起こってきますので、その点についての今後住民対応について、変更がある場合にはできるだけ説明をしていただきたいが、その点についてはいかがですか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 御指摘ありましたように、住民の方には丁寧に確実な情報を速やかにお伝えできるように、もちろん上下水道事業所、施工業者、情報共有して確実な情報を伝えるように努めていきます。

以上でございます。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 先ほど来話がありましたが、こういったプロジェクトの進行というのはスケジュールリングといいますか、進捗管理が非常に大事だと考えておりますけれども、これは経済建設部として完結してやっておられるのか、それか町として進捗というのはしっかり管理されてるのか、その点についてはいかがですか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 上下水道事業所、また私、経済建設部長においてスケジュール管理をしてございます。別途、町全体として報告する場はございますので、毎月状況というものは報告をさせていただいておるところで、情報につきましては町で共有されているというものでございます。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 担当される部としては、非常に不測のこともあったりとか、細々したことも綿密に対応しなければならないという事情がおります。ですから、スケジュール管理をするということに関しても、これは経済建設部に限らず、町全体としてスケジュールがなかなか進まないのであれば、それなりの対応を取ったり、対策を取ったり——それは先ほど質問がありましたように人の問題もあるかと思っておりますので、そういったことを逐次管理していかないと、なかなかスケジュールというのは遅れるようになっていくものだと思いますので、その辺りについては町としてはどのように考えておられますか。もうちょっとそこら辺を綿密にやったほうがいいのではないかと思います。いかがですか。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 毎月、月初報告というものがございまして、そちらで進捗のほうを報告いただいております。その中で、今回工損調査が遅れますというようなところで、私にしても素人ですから何で遅れるんだろうというところで詳しくお聞きして、工損調査というのは壁であるとか、屋内に入って、それで住民の方に一人一人立会いをしていただくのです。ですから、住民と距離が近い状況で調べていく、それが新型コロナでできないというのは、まん延防止等重点措置だとか、いろいろなそういうものが出てからできないんだというのは、そこは理解しましたので、そういうことを把握しながら我々も進捗状況を把握してるという次第でございます。

○議長（中島貞次） ほかに質疑はありませんか。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員　これ、事故繰越で報告だけ受けてというところで、特に何も議会としてもできない部分はあるのですけれども、先ほどの副町長の説明でもありましたように新型コロナが理由でということで、これなってしまってるので仕方ないのですが、それが事故繰越の理由に上がってしまっているのですけれども、先ほど経済建設部長の答弁の中で、掘って見ないと分からないというような発言がございましたが、掘って見ないと分からなくても、それが今度は事故繰越の原因にはならないと思うので、その辺りはどのように認識をされているのか、見解をお聞かせください。要は、事故繰越というのは、天変地異とか災害とかで事業がどうしても継続することが困難だったりということが本来の理由に当たると思うのですが、それを掘って見ないとどうなるか分からないから事故繰越ですということを簡単にはできないと思うのですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（中島貞次）　経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利）　設計する際に調査をして、工期等を設定はさせていただいておるところでございます。ただ、工事におきましては今回特に埋設管を布設するというようなところがございますので、掘って見ないと分からないところは工事の現場ではもちろんございます。それを単に何か不具合が起こったから工事を遅らせるということではなくて、それが起こった状態をどう回復させるかということはもちろん検討はしておりますので、その分簡単に事故繰越をさせていただくというものではございません。事故繰越を前提としておるというものではございません。それだけは認識はしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中島貞次）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次）　ないようですので、これで質疑を終わります。

以上で報告第3号を終わります。

~~~~~

#### 日程第8 同意第2号 町医の委嘱につき同意を求めることについて

○議長（中島貞次）　日程第8、同意第2号町医の委嘱につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋）　同意第2号町医の委嘱につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

町医の森澤英一氏が令和4年3月26日に御逝去されましたので、その後任としてたつの市・揖保郡医師会より御推薦をいただきました太子町福地589番地在住の桑田博史氏に委嘱したいため、太子町町医及び太子町公立学校医設置条例第2条第1項の規定に基づき、町議会の同意を求めらるるものであります。

桑田氏は、参考資料として添付している経歴調書のとおり、現在太子町福地にあるくわたクリニックにて内科、呼吸器内科、小児科医として町民の皆さんの健康維持に努めていただいております。町医の適任者であると存じます。よろしく御審議を賜り、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中島貞次）　提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいまの上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して直ちに採決

を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第2号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(中島貞次) ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に出原賢治議員及び森田哲夫議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(中島貞次) 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(中島貞次) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

(職員点呼、投票)

○議長(中島貞次) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

出原賢治議員及び森田哲夫議員、立会いをお願いします。

(開 票)

○議長(中島貞次) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 13票です。

投票のうち賛成 13票、反対 0票

以上のとおり全員賛成です。したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(中島貞次) お諮りします。

本日の日程第9、議案第27号及び日程第10、議案第28号は本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第4日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中島貞次) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第9 議案第27号 令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号)

○議長(中島貞次) 日程第9、議案第27号令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 議案第27号令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号)について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に必要な体制整備の関係経費と上太田瓦礫処分場の用地取得に係る経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ8,290万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を124億393万5,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、繰入金の追加であります。

次に、歳出予算におきましては、衛生費の追加であります。

詳細につきましては総務部長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長(中島貞次) 総務部長。

○総務部長(森田好紀) それでは、議案第27号令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号)について詳細を説明申し上げます。

歳出から説明いたします。6ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費1,561万7,000円の追加は、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に必要な体制整備の関係経費でございます。内訳としましては、コールセンターの設置に伴う会計年度任用職員の経費として、節1報酬に699万8,000円、節3職員手当等に105万2,000円、節8旅費に9万2,000円、接種券の発送やワクチン接種に係る事務経費として節10需用費に150万3,000円、節11役務費に314万8,000円、節12委託料に270万円、節13使用料及び賃借料に12万4,000円を計上しております。

項2清掃費、目2塵芥処理費6,728万7,000円の補正は、上太田瓦礫処分場の用地取得に係る費用でございます。契約用の収入印紙代として、節11役務費に3万6,000円、土地代金として節16公有財産購入費に6,725万1,000円を計上しております。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金1,561万7,000円の追加は、ワクチン接種関連経費の補正に伴うものであります。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金6,728万7,000円の追加は、今回の補正予算における財源調整でございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(中島貞次) 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第10 議案第28号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長(中島貞次) 日程第10、議案第28号太子町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案件について提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（服部千秋）** 議案第28号太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、令和4年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律並びに関係法令の改正により、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容としましては、固定資産税課税台帳の閲覧、証明書交付時におけるDV等支援措置について、上場株式等の配当所得等に係る課税方式を所得税と一致させることについて、給与所得者等の扶養親族申告書の記載事項について、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長についての改正でございます。

施行日は令和5年1月1日とし、改正によっては令和6年1月1日など順次施行されるものでございます。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

**○議長（中島貞次）** 副町長。

**○副町長（杉原勝由）** ただいま上程されました議案第28号太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和4年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律及び関連法令の改正に伴い、本条例の所要の改正を行うものであります。

参考資料の議案概要書2ページ、また新旧対照表の1ページから10ページも併せて御覧いただければと存じます。

それでは、改正内容につきまして具体的な御説明を申し上げます。

まず、第1条の改正について御説明します。

第18条の4第1項、第73条の2、第73条の3の改正事項は、固定資産税課税台帳の閲覧、証明書等の交付において、DV（ドメスティックバイオレンス）被害者等の住所が含まれている場合、DV被害者の生命または身体への危害を及ぼすおそれがあることから、当該者の住所を記載せず、住所に代わる事項を記載することとされたことに伴う改正でございます。この改正に係る施行日は、令和6年4月1日としております。

第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、附則第16条の3第2項、附則第20条の2第4項、第20条の3第4項及び第6項の改正事項は、個人住民税において上場株式等の配当所得等に係る所得の課税方式を所得税と一致させる措置を講ずることとされ、この見直しに伴う改正でございます。この改正に係る施行日は令和6年1月1日としております。第36条の2第1項の改正事項は、配偶者特別控除額の規定の見直しに伴う改正でございます。第36条の2第2項、第36条の3第2項、第53条の7の改正事項は、地方税法等の一部を改正する法律の施行により、項ずれが生じたことに伴う改正でございます。第36条の3の2第1項及び第36条の3の3第1項の改正事項は、給与所得者及び公的年金等受給者の「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同申告書の記載事項に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加する改正でございます。附則第7条の3の2第1項、附則第24条、附則第25条の改正事項は、住宅借入金等特別税額控除について入居に係る適用期限を令和4年から令和7年まで延長されたことに伴う改正でございます。附則第17条の2第3項の改正事項は、地方税法の一部を改正する法律の施行により、引用条項が削除されたことに伴う改正でございます。

次に、第2条の改正について御説明します。

令和3年6月議会において、議案第35号として上程させていただきました太子町税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第14号）でございますが、第36条の3の3第1項の改正規定について、このたびの法律改正による扶養親族等申告書の改正に伴う改正でございます。この条例の附則にありますように、施行日は原則として令和5年1月1日としていまして、それ以外の施行日は先ほど申し上げた御説明のとおりでございます。

また、改正後の条例規定が円滑に施行されるよう、新旧規定の適用について附則第2条で納税証明書、附則第3条で町民税、附則第4条で固定資産税に係る閲覧、証明書の交付に関する経過措置を規定しております。

以上、慎重な審議を賜り、原案のとおり御承認いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月2日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

（散会 午前11時15分）